

【別紙】審査基準（公開用）

委員審査 項目・基準（右記載の配点を上限とする）		配点	
1. 基本項目（5点×6人＝30点）		30	
判断基準	・国の動向を踏まえ、こども・若者の現状と課題を十分理解している。 ・こども・若者支援の理念や考え方が適切である。 ・本人や保護者等に対するプライバシーへの配慮及び個人情報の取り扱いが適切である。 ・業務従事者に支援力や適性が十分にある。 ・職場及び支援の現場におけるハラスメントを防止するための対策がとれている。	540	
2. 交流サロンの提供に有効性・実効性があるか。（10点×6人＝60点）			60
判断基準	・こども・若者が気軽に立ち寄れる工夫がされている。 ・こども・若者の主体性・社会性を伸ばす工夫がされている。		
3. 生きづらさを抱えたこども・若者の居場所の提供に有効性・実効性があるか。（10点×6人＝60点）			60
判断基準	・居場所利用への誘導に工夫がされている。 ・こども・若者の状態改善を図る工夫がされている。		
4. 自学・自習の場の提供に有効性・実効性があるか。（10点×6人＝60点）			60
判断基準	・こども・若者の学習意欲の向上・学習の習慣化を図る工夫がされている。		
5. こども・若者と保護者等の相談窓口の提供に有効性・実効性があるか。（10点×6人＝60点）			60
判断基準	・課題の整理やゴール設定がされている。 ・対面、電話、メール、アウトリーチ等、様々なツールを用いた相談窓口を提供することができる。		
6. 食の支援の実施に有効性・実効性があるか。（5点×6人＝30点）			30
判断基準	・こども・若者の食に対する意識や保健衛生観念の向上を図る工夫がされている。		
7. 経済観念育成支援の実施に有効性・実効性があるか。（5点×6人＝30点）			30
判断基準	・こども・若者の経済観念の育成を図ることができる取組が提案されている。		
8. 社会経験等の推進に有効性・実効性があるか。（5点×6人＝30点）		30	
判断基準	・こども・若者の主体性・社会性を伸ばす工夫がされている。 ・地域と連携した文化交流ができるような提案内容となっている。		
9. 保護者支援の実施に有効性・実効性があるか。（5点×6人＝30点）		30	
判断基準	・保護者の悩みごとや困りごとに応じた適切な対応が期待できる。		
10. 情報発信に有効性・実効性があるか。（5点×6人＝30点）		30	
判断基準	・SNSによる積極的・定期的な発信が可能である。 ・ユースプラザの新規利用につながるような工夫がされている。		
11. 関係機関との連携に有効性・実効性があるか。（5点×6人＝30点）		30	
判断基準	・個別ケースについて、積極的に主導して機関連携する姿勢がある。		
12. 独自の事業提案（15点×6人＝90点）		90	
判断基準	・考え方や実施方法に、実効性・積極性・独自性・発展性がある。		
事務局審査 項目・基準（右記載の配点を上限とする）		配点	
業務実績調書		30	
判断基準	・団体の業務実績は豊富か 複数年にわたる同業務は1つの事業としてカウントするものとする。（令和6年度の契約は対象外） 【同種業務】（こども・若者を対象にした居場所または相談業務） 契約額1000万円以上・・・5点　500万円以上1000万円未満・・・4点　500万円未満・・・3点 発注者なし（独自事業）・・・2点 【類似業務】（各種居場所・相談業務） 契約額100万円以上・・・3点　100万円未満・・・2点　発注者なし（独自事業）・・・1点 ※事業実施年数の加点　3年以上・・・2点　2年・・・1点	240	
業務実施体制			45
判断基準	・業務従事者の経験は豊富か（居場所または相談業務従事ごとに2点、その他の事業・活動ごとに1点加点。更に従事年数3年以上で2点加点）		20
	・人員体制は充実しているか（相談支援コーディネーター、支援員各1人追加ごとに5点、補助スタッフ1人追加ごとに2点加点）		25
市内企業・NPO・市民団体育成			5
判断基準	・市内に事業所がある		
見積書		160	
判断基準	・令和7年3月1日から令和7年3月31日までの見積金額について、全候補者のうち、最低見積金額を提示した候補者を80点とする。2位以下については、（参加業者中最低見積額/各社見積額）×80点（小数点以下切り捨て）	80	
	・令和7年4月1日から令和8年3月31日までの見積金額について、全候補者のうち、最低見積金額を提示した候補者を80点とする。2位以下については、（参加業者中最低見積額/各社見積額）×80点（小数点以下切り捨て）	80	
合計点		780	